コンビニエンスストアおよびスマートフォン決済アプリで 保険料等が納付できるようになりました

令和3年10月よりコンビニエンスストア(以下「コンビニ」という。)での納付ができるようになり、またスマートフォンのアプリを利用して、いつでもどこでも納付できるようになりました。

納付できる保険料等

介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育所運営費保護者負担金(保育料)

利用できるコンビニ

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストア、コミュニティ・ストア、生活彩家、セイコーマート、ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、ハマナスクラブ、MMK(マルチメディアキオスク端末)設置店

利用できるスマートフォン決済アプリ

アプリ名	LINEPay (ラインペイ)	PayPay (ペイペイ)	PayB (ペイビー)
支払い方法	アプリの残高支払い	アプリの残高支払い	リアルタイム口座振替
各アプリの ダウンロードは こちらから			

利用方法

コンビニでのお支払いをされる場合は、お手元の納付書をレジにお出しください。 アプリ決済を利用される場合は、上記アプリをスマートフォンなどにダウンロードし、利用者登録 した上で、納付書のバーコードを読み取ることで納付できます。

コンビニおよびアプリで納付できない納付書

- 1納期限を過ぎたもの
- 2/バーコードの印字がないもの、読み取れないもの
- ③納付書1枚あたりの金額が30万円を超えているもの
- 4金額を訂正したもの

注意事項

- ●アプリを利用して納付された場合は、領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、役場または金融機関、コンビニで納付してください。
- ②アプリを利用して納付された場合は、納付書に納付済みである旨を記載していただくか、使用した 納付書を破棄するなど、二重に納付されないようご注意ください。
- ❸アプリで納付操作完了後は、納付の取り消しはできません。
- ◆支払い金額以上の残高がアプリ内にない場合はご利用できません。
- ⑤アプリ利用に伴う決済手数料は無料ですが、通信料は利用者負担となります。
- ⑥クレジットカード支払いには対応していません。
- **⑦**アプリに関しては、アプリの運営会社へお問合せください。

問合せ先 介護保険料については、役場 民生課 内線115

後期高齢者医療保険料については、役場 保険医療課 内線171 保育所運営費保護者負担金(保育料)については、役場 子育て支援課 内線166